

役職員の報酬、給与及び旅費支給規程

平成5年4月1日規程第2号

改正 平成8年12月18日 規程第8号
改正 平成9年12月25日 規程第2号
改正 平成11年1月13日 規程第1号
改正 平成11年12月22日 規程第1号
改正 平成15年3月29日 規程第1号
改正 平成16年3月20日 規程第1号
改正 平成17年5月28日 規程第2号
改正 平成18年2月4日 規程第1号
改正 平成19年3月24日 規程第2号
改正 平成23年6月26日 規程第1号
改正 平成23年11月26日 規程第5号
改正 平成27年3月15日 規程第1号
改正 平成29年3月12日 規程第1号
改正 平成30年3月25日 規程第1号

(総則)

第1条 この規程は、公益財団法人成羽町美術振興財団（以下「財団」という。）の役員及び職員に対する報酬及び給与並びに旅費の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(役員報酬及び費用)

第2条 理事及び監事には、報酬及び費用を支給しない。ただし、常務理事に対しては、報酬及び費用を支給することができる。

2 常務理事の報酬は、月額300,000円とする。

3 常務理事の通勤手当については、高梁市職員の給与に関する条例（平成16年高梁市条例第40号、以下「条例」という。）の規定に準じて支給する。

(職員の給与、手当)

第3条 職員の給与、手当については、条例の規定に準じて支給する。

(旅費)

第4条 役員及び職員の旅費については、高梁市旅費支給条例（平成16年高梁市条例第42号）に定めるところに準じて支給する。

(その他)

第5条 この規程の実施に必要な事項については、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成5年4月1日から適用する。

附 則（平成8年12月18日規程第8号）

この規程は、平成8年4月1日から適用する。

附 則（平成9年12月25日規程第2号）

この規程は、平成9年4月1日から適用する。

附 則（平成11年1月13日規程第1号）

この規程は、平成10年4月1日から適用する。

附 則（平成11年12月22日規程第1号）

この規程は、平成11年4月1日から適用する。

附 則（平成15年3月29日規程第1号）

この規程は、平成14年4月1日から適用する。

附 則（平成16年3月20日規程第1号）

この規程は、平成16年1月1日から適用する。

附 則（平成 17 年 5 月 28 日規程第 1 号）
この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 18 年 2 月 4 日規程第 1 号）
この規程は、平成 17 年 12 月 1 日から適用する。

附 則（平成 19 年 3 月 24 日規程第 2 号）
この規程は、平成 19 年 1 月 1 日から適用する。

附 則（平成 23 年 6 月 26 日規程第 1 号）
この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 23 年 11 月 26 日規程第 5 号）
この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 27 年 3 月 15 日規程第 5 号）
この規程は、公布の日から施行し、平成 27 年 1 月 1 日から適用する。

附 則（平成 29 年 3 月 12 日規程第 1 号）
この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 30 年 3 月 25 日規程第 1 号）
この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。